

令和8年度 大分県獣医師奨学金返還支援制度 募集要項

1 大分県獣医師奨学金返還支援制度について

大分県獣医師奨学金返還支援制度（以下「本制度」という。）は、大分県及び県内の関係団体で組織する大分県獣医師奨学金返還支援制度運営協議会（以下「協議会」という。）が、即戦力となる社会人獣医師の採用を強化することを目的に、大学在学時に貸与を受けた奨学金（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金及び協議会が適当と認める奨学金をいう。以下同じ。）の返還支援を実施するものです。

2 返還支援までの主な流れ

	時 期	内 容	行為主体
1	令和8年7月14～ 令和9年1月31日	返還支援の申請	本人⇒協議会
2	原則として、 申請日から1か月後	返還支援の決定	協議会⇒本人
3	支援決定日の 翌月の6日前後 (毎月1回)	代理返還の開始	協議会⇒日本学生支援機構その他協議会 が認める機関（以下「奨学金貸与団体」 という。）

3 用語の定義

- (1) **申請者**とは、本制度の支援を希望し、本制度の支援申請を行った者をいいます。
- (2) **代理返還**とは、貸与奨学金を受けていた者に対し、企業又は地方公共団体等が返還残額の一部又は全部を本人に代わり奨学金貸与団体に直接送金する制度をいいます。
- (3) **返還総額**とは、申請者が本制度の支援申請を行った時点における奨学金の返還残額をいいます。当該奨学金が有利子の場合は、申請時における年利率に基づき協議会が算出した返還期間満了までの利子を元金に加えた額とします。
- (4) **返還支援額**とは、協議会が代理返還により奨学金貸与団体に対して返還する額のことをいいます。
- (5) **支援対象者**とは、本制度の支援申請を行い、協議会が支援決定をした者をいいます。

4 申請対象者

(1) 下記のすべてに該当する方であれば、申請することができます。

ア 対象の勤務先（大分県、株式会社大分県畜産公社、JAおおいた、JA全農おおいた、大分県酪農業協同組合、公益社団法人大分県獣医師会をいう。以下同じ。）において、任期の定めのない常勤の獣医師として令和8年度以降に採用された方

※申請期間以降に採用された方（令和9年2月1日以降採用）は、次回の募集で支援申請を行うことができます。

イ 獣医系大学において、奨学金の貸与を受けていた方

ウ 獣医系大学において貸与を受けた奨学金の返還期間の終了日が、支援申請日が属する月の翌月以降である方

(2) (1) のすべてに該当する場合でも、下記のいずれかに該当する方は、本制度の対象者から除きます

ア 令和8年度以降に対象の勤務先を退職した方

イ 各自治体等が実施する修学資金貸与制度による支援を受けている方

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と密接な関係を持つ方

エ 現に奨学金の返還を延滞している方

※申請時点で延滞が解消されている場合は、支援対象となります

オ 現に奨学金返還に係る他の支援を受けている方

※A・B・Cの3件の奨学金を借りており、A・Bについて他の財政的な支援を受けている場合は、Cのみが支援対象となります。

カ その他協議会が不適切と認める方

5 対象奨学金

返還支援の対象となる奨学金は、下記のいずれかに該当するものとなります。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する「第一種奨学金」及び「第二種奨学金」

(2) (1) のほか、協議会が適当と認める貸与型奨学金

6 返還支援額

返還支援額は、返還総額のうち、一人500万円（毎年度50万円、最長10年間）を上限とします。

※奨学金の利子については、申請時に提出する奨学金返還証明書等に記載されている年利率が返還終期まで固定されるものとみなし、返還総額を算出します。

7 支援申請

(1) 申請期間

申請期限：令和8年7月14日（火）～令和9年1月29日（金）

※申請期間後の申請は受け付けられません。

※申請に必要な証明書類の入手には2週間程度かかる場合がありますので、時間に余裕をもってご準備ください。

(2) 申請方法

下記(3)の提出書類を全て揃え、協議会事務局あてに提出してください。

※申請を行う前に、一度、協議会事務局までご相談ください。

(3) 提出書類

ア 大分県獣医師奨学金返還支援制度支援申請書(様式第1号)

イ 奨学金の借入を証する書類(「奨学金返還証明書」等)

(借入を証する内容のほか、返還残額、年利率、割賦金等についても記載のある書類)

ウ 在職証明書(様式第2号)

エ その他協議会が必要と認める書類

※イに関して、日本学生支援機構の奨学金について申請される方は次頁も参照ください。

※場合により、支援決定後も協議会事務局から書類の提出を求める場合があります。

《日本学生支援機構の奨学金について申請する場合の注意事項》

1. 提出書類「奨学金の借入を証する書類」について以下の書類を提出してください。

日本学生支援機構のHPにログインすることで、各書類を発行することができます。

なお、申請から発行までに2週間程度かかる場合があるため、時間に余裕をもって申請してください。

●奨学金返還証明書（採用された日以降に発行されたもの）

奨学金返還額証明書ではないので、ご注意ください。

奨学金返還証明書				見 本	
奨 学 生 番 号 810-**-*****					
氏 名 橋 本 太 郎					
学 校 名 橋 本 大 学					
(令和**年**月**日現在)					
貸 与 総 額	※, ※※※, ※※※円	返 還 総 額	※, ※※※, ※※※円		
割 賦 方 法	月賦	年 利 率	※, ※※※※※※※※%		
割 賦 金	※, ※※※円	最 終 回 割 賦	※, ※※※円		
返 還 回 数	※※※回	残 回 数	※※※回		
現 在 の 残 額	※, ※※※, ※※※円				
元 金	※, ※※※, ※※※円				
利 息	※, ※※※円 (※※※※年※※月分まで)				
返 還 残 期 間	※※※※年※※月分 から ※※※※年※※月分 まで				
備 考	利息には、未到来月分は含んでいない。				
上記のとおり相違ないことを証明する。					
令和**年 **月**日		東京都新宿区市谷本村町10-7 独立行政法人日本学生支援機構 奨学事業戦略部長		育 英 一 面 公 印 (印影印刷)	
					

※所得連動方式を選択しており、採用以前に奨学金を返還したことがある場合等については、別途書類の提出を求める場合があります。

2. 複数の奨学金を借りている場合の取扱い（第一種奨学金と第二種奨学金を併用の場合等）

原則として、全ての奨学金について申請をすることができますが、上限額は「6 返還支援額」に記載のとおりとなります。

申請時に漏れのないように充分注意してください。

8 支援決定及び返還支援額の確定

- (1) 協議会は、申請内容を審査し、支援が適当と認めるときは、支援決定及び返還支援額の確定を行い、原則として、申請日から1か月以内に支援決定通知書（様式第3号）により申請者に通知します。また、支援が不適当と認めるときは、その旨を申請者に通知します。
- (2) 協議会は、(1)の支援決定の通知に際し、必要な条件を付すことがあります。
- (3) 申請者は、支援決定された申請について取下げ等を行う場合は、支援決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書類（様式第4号）を協議会に提出してください。

9 申請内容の変更等

- (1) 申請者は、支援決定の通知を受けた後、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更承認申請書（様式第5号）を提出し、協議会の承認を受ける必要があります。
- (2) 協議会は、(1)の申請について、返還支援期間及び返還支援額に係る変更を承認した場合は、その旨を支援対象者に変更承認通知書（様式第6号）により通知します。

10 支援決定の取消し

協議会は、支援対象者が下記の事項のいずれかに該当した場合は、支援決定の全部又は一部を取り消すことができます。取り消す場合は、支援決定取消通知書（様式第7号）により通知します。

- (1) 支援金の支払日の属する月の1日の在職が確認できなかった場合
- (2) 免職の処分を受けた場合
- (3) 奨学金の返還を免除された場合
- (4) 本制度の支援範囲において、現に奨学金返還に係る他の支援を受けている場合
- (5) 支援金を受けるために虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合
- (6) 奨学金を全て返還し、奨学金貸与団体へ代理返還できない場合
- (7) 正当な理由なく、協議会が求める報告や手続き等に応じない場合

11 返還支援期間と返還支援方法

支援金は、原則として支援決定日の翌月から、毎月、協議会が代理返還制度を活用して支払います。

当該月の代理返還が完了した際には、協議会から支援対象者に、その旨を通知します。

※日本学生支援機構の定額返還方式を選択している場合、代理返還期間中は先掛返還（P7参照）での支払を予定

【支援回数】

支援回数は、毎月1回とし、上限を120回とします。

【毎月の支援額】

毎月の支援額は、原則として、奨学金返還証明書等に記載されている「割賦金」額とし、毎年度の上限を50万円とします。（休業及び休職期間も支援対象となります）

【注意事項】

- （１）奨学金貸与団体の代理返還制度に基づき支援するため、奨学金貸与団体の制度や本人が選択した返還方法により、毎月の支援額及び支援方法が、本要項とは異なる場合があります。
- （２）支援対象者が、日本学生支援機構の所得連動返還方式を選択し、上記の毎月の支援額及び支援方法等が適用できない場合、返還総額を踏まえ、制度の目的に沿って、毎月の支援額を決定します。
- （３）支援決定後に本人が繰上返還を行った場合、代理返還が終了又は返還支援額が減額となる場合があります。
- （４）奨学金貸与団体によっては、「返還期限猶予中」や「減額返還中」等の場合は、代理返還制度を利用することができない場合があります。本制度の趣旨を踏まえ、協議会が支払を行うまでに、支援対象者が手続を行い、上記の状態を解消しておいてください。
- （５）奨学金の返還状況について、必要な方のみ「奨学金の借入を証する書類」の提出にて確認します。奨学金の返還を延滞している場合は、延滞が解消されるまで返還支援は行いません。
- （６）必要に応じて、協議会から勤務先の担当者へ、在職状況及び勤務実績の確認を行います。
- （７）退職した場合又は在職が確認できないなど、「10 支援決定の取消し」に該当し、全部又は一部を取り消す場合は、取り消した範囲の返還支援は行いません。
- （８）懲戒処分として停職の処分を受けていたことが判明した場合、停職期間が生じた月の返還支援は行いません（月の途中に一日でも停職期間が生じた場合は一月と数えます。）。

《支援金額算定例》 ※日本学生支援機構による定額返還方式に基づく

○奨学金貸与団体や本人の返還方法により、算定方法が変わる場合があります。

○日本学生支援機構の代理返還制度における返還方法は、以下の2種類があります。

①繰上返還：返還期日が到来していない割賦金を繰り上げて返還

②先掛返還：返還期日が到来していない割賦金を前もって入金

○日本学生支援機構の定額返還方式を選択している場合、代理返還は②先掛返還での支払を予定

○返還支援期間中においても、支援対象者本人の支払が発生する場合があります。

(例) *貸与総額 8,640,000 円 (毎月120,000円 × 72か月)

*申請時の返還総額 8,640,000円、返還残期間が 15 年 (R8.4~R23.3) の場合

*返還残額 8,640,000円、毎年度の返還額 576,000 円、毎月の返還額 48,000 円の場合

返還支援額： 5,000,000 円 ※上限

毎年度支援額： 500,000 円 ※上限

支援回数： 最大 120 回 (協議会から日本学生支援機構に毎月支払)

＜月別の内訳＞

	毎年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
毎月の返還額	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	576,000
協議会支援	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	20,000	0	500,000
※下段は累計	(48,000)	(96,000)	(144,000)	(192,000)	(240,000)	(288,000)	(336,000)	(384,000)	(432,000)	(480,000)	(500,000)	(500,000)	(500,000)
本人支払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28,000	48,000	76,000
※下段は累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(28,000)	(76,000)	(76,000)

12 その他

- (1) 協議会は、「10 支援決定の取消し」により支援決定を取り消した場合において、その旨を本人に通知するものとし、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援金が支払われているときは、期限を定めて、支援対象者にその返還を命じるものとします。

また、代理返還の結果、奨学金貸与団体への過払いが生じた場合は、原則として、当該過払い分を支援対象者から協議会へ返還させるものとします。

なお、納付した金額が返還を命じた金額に達しない場合は、返還を命じた金額に達するまで、次回以降の返還支援額は、その差額を差し引いた金額とします。

- (2) 協議会は、本制度の円滑な運営を図るため、申請者に対し、必要な調査又は報告を求め、是正を要する事項があると認める場合は、必要な措置をとるよう求める場合があります。正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わない場合は、支援決定内容の全部又は一部を取り消すことがあります。

13 個人情報の取扱いについて

協議会が保有する情報について、本制度実施の目的に限り、必要な範囲内で関係機関に提供する場合があります。

14 疑義の決定等

本募集要項の各事項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの募集要項に定めのない事項については、協議会が定めるものとします。

15 問合せ先

大分県獣医師奨学金返還支援制度運営協議会事務局

大分県生活環境部 生活環境企画課 総務班

TEL：097-506-3019

メールアドレス：a13000@pref.oita.lg.jp

大分県獣医師奨学金返還支援制度 支援申請書

令和 年 月 日

大分県獣医師奨学金返還支援制度運営協議会

会長 森 誠 一 殿

住所：

氏名：

令和8年度大分県獣医師奨学金返還支援制度募集要項7の規定により、下記のとおり申請します。

記

（申請者情報）

フリガナ 氏 名	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日

（連絡先）

電話番号	
メールアドレス	

※受付以降も連絡を行うため、個人の電話番号及びメールアドレスを記載してください。

（勤務先情報）

勤務先名	
所属部署	
採用年月日	
対象団体※1での 職歴	☐ 「今回が初めて」 ☐ 「二度目以降（過去に職歴あり）」

※1 大分県、(株)大分県畜産公社、JAおおいた、JA全農おおいた、大分県酪農業協同組合、(公社)大分県獣医師会

（申請する奨学金の種類）

☐日本学生支援機構第一種奨学金 ☐日本学生支援機構第二種奨学金 ☐その他（ ）
※申請する奨学金が複数ある場合は、全てを選択してください。

（裏面へ続く）

（要件確認）

- ①本申請で申し込む奨学金について、「現に」他の団体から支援を受けていますか。
☐受けていない ☐受けている
- ②本申請で申し込む奨学金について、「過去に」他の団体から受けた支援はありますか。
☐受けていない ☐受けている
- ③申請時点で返済を延滞している奨学金はありますか。
☐ない ☐ある
- ④申請時点で「返還期限の猶予」又は「減額返還」の制度を利用していますか。
☐していない ☐している

（添付書類）

- ☐ 奨学金の借入を証する書類（「奨学金返還証明書」等）
☐ 在職証明書（様式第2号：勤務先人事担当者による証明を受けたもの）

（確認）

申請にあたって、以下の内容をよくお読みいただき、**ご同意の上**でチェックをお願いいたします。

①返還の誓約

- ☐ 上記のとおり申請した「大分県獣医師奨学金返還支援制度」に係る支援金について、「令和8年度 大分県獣医師奨学金返還支援制度 募集要項」12 その他（1）により返還が決定した場合は、定められた支払期限までに滞りなく支払います。

②募集要項の同意

- ☐ 「令和8年度 大分県獣医師奨学金返還支援制度 募集要項」の内容について同意し、申請を行います。

③申請内容の虚偽

- ☐ 申請内容に、虚偽はありません。

（アンケート）

大分県獣医師奨学金返還支援制度をどうやってお知りになりましたか。

- ☐対象団体のホームページ ☐転職サイト・説明会 ☐大学説明会 ☐知人・同僚 ☐その他（ ）

【問合せ先】

大分県獣医師奨学金返還支援制度運営協議会事務局
大分県生活環境部 生活環境企画課 総務班
電話番号：097-506-3019

在 職 証 明 書
(大分県獣医師奨学金返還支援制度)

令和 年 月 日

所在地：

团体名：

代表者（又は所属長）名： 印

下記の通り証明します。

記

氏 名 _____
 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

令和 年 月 日時点の在職状況

任期の定めのない 常勤の獣医師	はい ・ いいえ
採 用 年 月 日	令和 年 月 日
所属部署	

※本証明書は、大分県獣医師奨学金返還支援制度における要件確認のため、申請を行う時点の在職状況を証明するものです。

＜記入上の注意＞

- 1 証明日時点の所属部署を記入してください。
- 2 証明は、各団体の代表者（又は所属長）が行ってください。

連絡担当者 所属部署
氏 名
連 絡 先

会長 森 誠 一

記

取下げ等届出書
(大分県獣医師奨学金返還支援制度)

令和 年 月 日

大分県獣医師奨学金返還支援制度運営協議会
会長 森 誠 一 殿

令和 年 月 日付で申請をしました大分県獣医師奨学金返還支援制度について、
令和 8 年度大分県獣医師奨学金返還支援制度募集要項 8（3）に基づき、下記のとおり申請の取下げ
等を行います。

記

- 1 届出内容
- 2 届出理由

勤務先 _____
所属 _____
氏名 _____

大分県獣医師奨学金返還支援制度 変更承認申請書

令和 年 月 日

大分県獣医師奨学金返還支援事業運営協議会

会長 森 誠 一 殿

住所：

氏名：

令和 年 月 日付け 第 号で支援決定通知のあった大分県獣医師奨学金返還支援制度について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう令和8年度大分県獣医師奨学金返還支援制度募集要項9（1）の規定により申請します。

記

（申請者情報）

氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	

（変更事由）

- ☐ 電話番号
- ☐ メールアドレス
- ☐ 奨学金の返還方法
- ☐ 奨学金の返還残額（繰上返還等により、申請時の予定から変更が生じた場合など）
- ☐ 奨学金の返還終期
- ☐ 奨学金返済の延滞・返還猶予・減額返還
- ☐ 他団体等からの奨学金返還支援
- ☐ その他

（添付資料）

- ☐ 上記、変更事由を証明できる資料（ ）

第 号
令和 年 月 日

（申請者氏名） 様

大分県獣医師奨学金返還支援制度運営協議会

会長 森 誠 一

大分県獣医師奨学金返還支援制度変更承認通知書

令和 年 月 日付で変更承認申請のあったことについて、令和8年度大分県獣医師奨学金返還支援制度募集要項（以下「募集要項」という。）9（2）により、令和 年 月 日付 第 号の決定内容を下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに募集要項9（1）により、変更承認申請を行ってください。

本決定通知を受けた者は、募集要項11【注意事項】（5）により、奨学金の返還状況について、必要に応じて確認させていただきます。また、募集要項11【注意事項】（6）により、必要に応じて在職状況等の確認を勤務先の担当者に実施します。

記

1 支援決定額 金 _____円
内訳 円（ ○○奨学金／奨学生番号 ）
円（ ○○奨学金／奨学生番号 ）

2 支援対象期間
○○年度○月～○○年度○月 （ ○○奨学金／奨学生番号 ）
○○年度○月～○○年度○月 （ ○○奨学金／奨学生番号 ）

3 毎月の支援額 金 _____円
内訳 円（ ○○奨学金／奨学生番号 ）
円（ ○○奨学金／奨学生番号 ）

- 4 支援条件
- （1）本通知を受けた支援対象者は、その申請について取下げ等を行う場合は、本通知を受領した日から14日以内に申請の取下げ等を行うことができる。
 - （2）支援金は、募集要項11【注意事項】（6）による在職状況等を確認の上、奨学金貸与団体に対して、代理返還として支払う。
 - （3）募集要項10及び12（2）に定めるいずれかの要件に該当した場合には、支援決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - （4）自身で奨学金の繰上返還を行った場合、代理返還による支援額が減額となる場合がある。
 - （5）その他、募集要項に定めるところによる。
 - （6）なお、本通知の毎月の支援については、その支出根拠である当該年度の予算が大分県獣医師奨学金返還支援制度協議会で議決された場合において有効とする。

大分県獣医師奨学金返還支援制度運営協議会
会長 森 誠一

記

- 1 取消対象の支援決定額
- | | |
|----|-------------------|
| 金 | 円 |
| 内訳 | 円 (○○奨学金／奨学生番号) |
| | 円 (○○奨学金／奨学生番号) |
- 2 取消対象の支援期間
- | | |
|---------------|-----------------|
| ○○年度○月～○○年度○月 | (○○奨学金／奨学生番号) |
| ○○年度○月～○○年度○月 | (○○奨学金／奨学生番号) |
- 3 取消事由